

海部地区環境事務組合障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

海部地区環境事務組合管理者

1 目的

海部地区環境事務組合（以下「組合」という。）では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、これまで障害のある人を対象とした採用選考の実施や働きやすい職場環境の整備など、障害者雇用に積極的に取り組んできました。令和元年6月の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成することとされたことを受け、令和2年4月に海部地区環境事務組合障害者活躍推進計画を策定しました。この度、計画期間終了に伴い、今後も障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを推進するため、第2期海部地区環境事務組合障害者活躍推進計画を策定しました。

2 計画期間

- (1) 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。
- (2) 計画期間内においても、毎年度、取組状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、組合ホームページへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、周知・公表します。

4 障害者雇用に関する課題

現在、法定雇用率は達成しておりますが、採用した障害のある職員の活躍及び定着のために、更なる体制整備や各種取組を行う必要があります。

5 目標

(1) 採用に関する目標

ア 目標

法定雇用率以上を雇用します。

イ 評価方法

毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理を実施します。

(2) 定着に関する目標

ア 目標

平均勤続年数 10 年以上とします。

イ 評価方法

毎年 4 月 1 日現在の在籍状況により把握、管理します。

6 取組内容

(1) 体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任します。

イ 障害者雇用推進者、各所属職員を構成員とする障害者活躍推進計画策定推進委員会を設置し、障害のある職員の働きやすい職場づくりや障害者が能力や適性を発揮できるような職種・職域の拡大や様々な雇用形態などについて検討します。

ウ 原則として年 1 回、障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行います。

エ 組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関との連携体制を検討します。

オ 各種相談先等については、人事異動などにより変更が生じるため、定期的に更新を行います。

カ 管理職員をはじめとする全ての職員に対し、障害者への対応や障害者理解に関する内容の研修への参加を促進します。

(2) 環境整備、人事管理

ア 新規に採用した障害者については、定期的に面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。

イ 時間単位の年次有給休暇、病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

ウ 障害者本人の希望等も踏まえつつ、各種研修を実施します。

エ 在職中に疾病・事故等により障害者となった者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行います。

(3) 優先調達

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。